

平成26年 4月 1日

## 独立行政法人 勤労者退職金共済機構 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を整備することにより、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成26年4月1日～平成29年3月31日までの3年間

### 2. 内 容

目標1 計画期間中に職員の育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性職員：計画期間中に1人以上取得すること

女性職員：取得率を100%とすること

〈対策〉

平成26年4月～

- ・ 社内イントラネットを活用し、産前産後休暇や育児休業、育児短時間勤務等制度の概要及び男性職員も取得可能であることについて職員に周知を図る。

目標2 計画期間中の職員の一人当たりの年間所定外労働時間について、過去3年(平成23～25年度)における職員一人当たりの年間所定外労働時間の2割以上の削減を図る

〈対策〉

平成26年4月～

- ・ 毎月、所属長に対して、所属職員の個人別超過勤務の情報を提供する。
- ・ 所属長は、所属毎の超過勤務の状況を踏まえ、業務の簡素化・効率化を図る等により、所定外労働の効果的な削減に努める。

目標3 子供が、保護者である職員の働いているところを実際に見ることができ「子供職場参観日」を実施し、子供たちの仕事に対する興味を育み、家族の職員への理解をより一層深める場を提供する。

〈対策〉

平成27年1月～

- ・ 「子供職場参観日」の実施に向け検討会を設置し、社内イントラネットを活用し職員へ参観日実施についての周知

平成27年7月～

- ・ 「子供職場参観日」の実施。

平成27年10月～

- ・ 実施状況を踏まえ、参加職員へのアンケート調査を行い、より子供たちが参加しやすいように次回に向けての検討